

翻 訳

中国における貿易の国家独占制を めぐる論争（Ⅲ）

貿易の国家独占制は改革の対象か、改革の前提か*

——童書興氏との論争——

邱 徳 民 著
片 岡 幸 雄 訳

ソ連の対外貿易の国家独占制の問題を正確に把握し、これにどのように対応していくかは、わが国の対外貿易体制改革にかかわる一大理論原則問題で、対外貿易体制改革の実践上われわれに提起された、必ずや明確にこたえなければならない問題である。このことから、筆者は「国際貿易問題」、1986年第6期に発表した「ソ連の貿易の国家独占制と中国の統一対外貿易体制」と題する論文において（以下拙論と略称する）、筆者の考え方をはっきりとした形で提示する試みを行った。童書興氏は「国際貿易問題」、1987年第5期に「対外貿易の国家独占制と貿易体制の改革」と題する論文（以下童論文と略称する）を発表し、筆者の見解に対し批判を提出した。彼は、ソ連の「改革というのは貿易体制の改革であり、貿易の国家独占を改革することではない」という。さらにソ連の貿易の国家独占制の理論は、「統一対外ということを実行し、グループ・エゴイズムと分散主義に反対

* 邱徳民（陝西省対外経済貿易委員会）『外貿国家壟断制は改革の対象、還是改革の前提？—与童書興同志商榷』、『国際貿易問題』、1988年第5期掲載論文。

する強力な理論的武器だ⁽¹⁾との彼の観点を明確に打ちだした。これと同時に、ここで一つ一つ列挙できないが、筆者の見解を、「改革が極端な方向へ行ってしまい、対外貿易の国家独占という原則まで否定して、全く自由経営を行うとか、体制の自由まで鼓吹するとしたら、社会主義事業に甚大な損害を与えることになる。」と批判した。

筆者は本稿で、以下のいくつかの問題に的を絞って筆者の見解を述べ、童書興氏に意見を出してみたい。当該問題研究の専門家諸氏ならびに学者の方々のご批判を切にお願い申し上げる次第である。

一 ソ連の対外貿易の国家独占制というものをどうとらえるか

童論文は、拙文の中で引用している「ソ連経済学教科書」の文言、「〈対外貿易の国家独占制は、あらゆる対外貿易業務を専門の国家機関にすべて集中した一対外貿易部がすべてを一手に握った完全独占経営である〉。つまり、対外貿易の国家独占制とは完全独占経営であるという論から出発⁽³⁾し」て、貿易体制改革を理論づけようとしたものだと解釈に立っている。筆者はこの推論は一面的な判断の嫌いがあると思う。拙文を読んだことがある人なら、たぶんご記憶のことと思うが、何がソ連の対外貿易の国家独占制であるかという問題については、拙文の第一の部分「ソ連の対外貿易国家独占制の本質」の中で、1918年4月22日レーニン自らの署名入りで発された対外貿易の国有化の例の法令の分析をしたのち、次のように結論している。「ソ連の対外貿易独占制はとりもなおさず中央集権制ということであり、対外貿易の所有権、管理権及び経営権の3権の国家独占制という

(1) 童書興『関于我国有外資經營權企業的統一對外問題』、「江蘇對外經濟論壇」, 1986年, 第1期, 9頁参照。『統一對外是發展我国對外經濟貿易的客觀需要』, 「國際貿易問題」, 1986年第2期, 18頁参照。

(2) 童書興『外資國家壟斷制和外資體制改革—与邱德民同志商榷』, 「國際貿易問題」, 1987年第5期, 17頁。片岡幸雄訳『中国における貿易の國家独占制をめぐる論争(Ⅱ) 對外貿易の國家独占制と貿易体制の改革—邱德民氏との論争—』, 「広島経済大学経済研究論集」, 第16巻第3号, 1993年, 108頁。

(3) 同上論文, 同上誌, 15頁。同上邦訳, 同上誌, 104頁。

ことである⁽⁴⁾。その歴史的役割については、筆者は十分にその役割を認めているのである。

童書興氏は、筆者がソ連の対外貿易の国家独占制とわが国の統一対外ということを分けて考える場合の5つの原則上の区別の中の一つの文言を、筆者のソ連の対外貿易の国家独占制概念の総括的定義と決めつけているが、これは妥当性に欠ける。

ここで注意を喚起しておこう。童氏は自分では拙文を「丹念に目を通した」といっているが、氏は筆者のソ連の対外貿易の国家独占制の本質についてのおよそ2000字余りの分析と論証に全く触れないで、“完全独占経営”だけを筆者の対外貿易の国家独占制の全体的な議論として取り扱っている。これは何とも理解に苦しむところである。

童書興氏が筆者の議論を強く否定するという以上、自分では対外貿易の国家独占制を一体どのように考え、どのように解釈しようというのか。遺憾ながら氏はこれについて明確な答えを出していない。対外貿易の国家独占制とは、「社会主義の全人民所有という対外貿易活動の中で、国家が指導上、また管理上かなり大きな権力をにぎっている⁽⁵⁾」ものだといっているだけにすぎない。何度もこのように繰り返し説いている。

これは、レーニンの署名入りで発された「対外貿易の国有化について」のあの法令の内容に明らかに合致していない。レーニンは、対外貿易の国家独占制に含まれる対外貿易の国家所有や国家管理を主張したにすぎない。国家機関による対外貿易の経営については、それほど注意を払ってはいなかった。ソ連の「対外貿易の国有化について」のあの法令の中では明確に次のように規定されている。「外国政府並びに外国貿易企業との各種商品（採掘業、加工業及び農業産品等）の取引は、特別に授権された機関

(4) 邱徳民『蘇聯外貿国家壟断制与我国的統一対外』、「国際貿易問題」、1986年第6期、2頁参照。片岡幸雄・林家凡共訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（Ⅰ）ソ連の貿易の国家独占制と中国の統一対外貿易体制』、「広島経済大学経済研究論集」、第16巻第2号、1993年、110頁。

(5) 前掲論文、前掲誌、19頁。前掲邦訳、前掲誌、114頁。

がロシア共和国を代表してこれを行う⁽⁶⁾』と。また後に、ソ連の「経済学教科書」の中でももっと明確に述べられている。「商品の輸出入は私人の手からとりあげられて、国家機関の手につされた⁽⁷⁾」。

このことからわかるように、貿易の国家による独占経営は、ソ連の対外貿易の国家独占制の一つの重要な内容たるべきものなのである。董氏は対外貿易の国家独占制を“完全独占経営”と規定する説を否定しているが、それでは筆者が上に引用、論証したソ連対外貿易国有化法の字句の解釈はどうなるのか。それは対外貿易指導権だという解釈になるのか？そうはできまい。この文言では、商品の対外取引は「特別に授權された機関が」「これを行う」といっているのだから、それは輸出入業務にかんする活動を指していることになる。

では、対外貿易管理権という具合に解釈できるか。それもできまい。法令第2条には明確に次のように規定されている。「国有化した対外貿易機関を管理するのは工商業人民委員部とする⁽⁸⁾」、となっているからである。明らかに問題の核心は、ソ連の対外貿易の国家独占制に国家による独占経営、あるいは完全独占経営が含まれるか否かの判断にある。筆者の考えるところ、ソ連の対外貿易の国家独占制は一つの科学的概念であり、それには特別な意味が含まれている。われわれに一面的な理解は許されない。ソ連の「対外貿易の国有化について」の法令並びに歴史的関連文献からのみ正しい判断が得られるのである。

二 ソ連対外貿易国家独占制の成立と存在理由

ソ連における対外貿易の国家独占制はどのようにして出てきたのか、また何故にソ連及び一部社会主義諸国で何十年もの間、それは存続しづつけ

(6) 〔ソ連〕「法令匯編」、1918年、第33期。

(7) 蘇聯「政治経済学教科書」、中国語翻譯本、人民出版社、1955年6月（初版本）、348頁。ソ同盟科学院経済学研究所著、マルクス・レーニン主義普及協会訳「経済学教科書」、第3分冊、合同出版社、1955年、562頁。

(8) 〔ソ連〕「法令匯編」、1918年、第33期。

てきたのか。この点について童論文は、「レーニンの指導するボルシェビキが社会主義という目標を実現しようとしたこととも関連しているし、当時のソビエトロシアのおかれていた国内外の環境とも関連している。」⁽⁹⁾として、2つの面にその基盤があるとし、拙論の「ソ連の対外貿易の国家独占制は、十月革命が勝利をおさめた直後の、特殊な歴史的条件下で生まれたものであり、対外貿易管理上における物財経済論の集中的な表現である。」⁽¹⁰⁾とする見解に対して異議をとなえた。対外貿易の国家独占制に対する筆者のような捉え方は、「歴史発展の本来の事情に合致していない」。それは、「ソ連の対外貿易の国家独占が、本来あるはずのない偶然的現象」⁽¹¹⁾と見做すものと罪の名を浴びせかけた。では一体事実はどうなのか。童氏には論理上の混乱はあるが、叙述の都合上一応氏の論旨にそって追跡してみることにしよう。

指摘しておかなければならない点は、童氏は、「当時のソビエトロシアのおかれていた国内外の環境」が、ソ連が対外貿易の国家独占を實行せざるをえなかった「社会歴史的な」根源的原因であるとするのだが、童氏のこの点にかんする見解は、筆者の見解、すなわち「十月革命が勝利をおさめた直後の、特殊な歴史的条件下」が、ソ連の対外貿易の国家独占制を生み出すにいたった一つの重要な要因であるとする見方と、基本的には一致しているということである。拙論では次のように説明している。「十月革命の勝利の後、ソ連は4年間の帝国主義戦争と3年の反武装干涉戦争によって貧困の窮地に陥っていった」。このような状況の下で、「ソビエトは、極

(9) 童書興『外貿国家壟断制和外貿体制改革—与邱德民同志商榷』、「国際貿易問題」、1987年第5期、17頁。片岡幸雄訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（Ⅱ）対外貿易の国家独占制と貿易体制の改革—邱德民氏との論争—』、「広島経済大学経済研究論集」、第16巻第3号、1993年、109頁。

(10) 邱德民『蘇聯外貿国家壟断制与我国的統一對外』、「国際貿易問題」、1986年第6期、3頁参照。片岡幸雄・林家凡共訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（Ⅰ）ソ連の貿易の国家独占制と中国の統一對外貿易体制』、「広島経済大学経済研究論集」、第16巻第2号、1993年、111頁。

(11) 前掲論文、前掲誌、18頁。前掲邦訳、前掲誌、111頁。

めて困難な防御条件に備え」、「大なたを振る」い、「〈収奪者を収奪する〉革命を行って」、「全国に〈国家独占制〉の経済管理体制を施行したのである」⁽¹²⁾。これこそが筆者のいう十月革命が勝利をおさめた直後のソ連の「特殊な歴史的条件」ということで、「対外貿易の国家独占制は、正にこのような特殊な歴史的条件の下における産物であった。」⁽¹³⁾というところなのである。童氏は、筆者が「ソ連の対外貿易の国家独占が、本来あるはずのない偶然的現象」と見做しているというが、それは根拠に欠ける。

さらに、氏は、ソ連で対外貿易の国家独占が出てくるのは、「レーニンの指導するボルシェビキが社会主義という目標を実現しようとしたこととも関連している」ともいう。したがって、それは「決して〈物財経済論〉の影響といったもので始末できるような代物ではない」⁽¹⁵⁾。では、氏のいう「レーニンの指導するボルシェビキが社会主義という目標を実現しようとしたこと」というのは何なのか？童氏は、「対外貿易という経済上最も重要な命脈となる部門を国有化し、国家の掌中に独占した。……そのようにしなければ、対外経済関係をまとめて、調節することもできなければ、社会主義計画経済を実行していくこともできない」⁽¹⁶⁾、こう考える。この点では童氏は、ソ連の対外貿易の国家独占をボルシェビキの社会主義の目標と混同して論じている。ソ連が対外貿易の国家独占を実行することと、「レーニンの指導するボルシェビキが社会主義を実現しようとした目標」とは、全く異った別の概念である。前者は「社会主義という目標を実現する」一つの重要な手立てと強制的な措置というにすぎず、それ自体は「社会主義の目標」ではない。またそれは、「社会主義計画経済を実際にやっ

(12) 前掲論文、前掲誌、3頁参照。前掲邦訳、前掲誌、111～112頁。

(13) 同上論文、同上誌、3頁参照。同上邦訳、同上誌、112頁。

(14) 童書典『外貿国家壟断制和外貿体制改革—与邱德民同志商榷』、『国際貿易問題』、1987年第5期、17頁。片岡幸雄訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（Ⅱ）対外貿易の国家独占制と貿易体制の改革—邱德民氏との論争—』、『広島経済大学経済研究論集』、第16巻第3号、1993年、109頁。

(15) 同上論文、同上誌、17頁。同上邦訳、同上誌、109頁。

(16) 同上論文、同上誌、17頁。同上邦訳、同上誌、109頁。

ていく」前提条件にもできない。従来の伝統的な計画経済をやっていく場
に必ず出てくる結果ということなのである。

童論文のいうところでは、上述の意味の「社会主義の目標」が、「ソ連
が国家独占という形で対外貿易をやっていく場合の基本的な原因⁽¹⁷⁾」と見做
されているから、またそのことの故に、物財経済論がソ連の対外貿易の国
家独占制の形成に、影響をもったことを否定するということにもなるので
ある。そこで、ここでレーニンの社会主義目標論なるものに簡単に触れる
必要が出てこよう。

レーニンの経済思想に通じている人ならだれでも知っているように、十
月革命の勝利の後に、レーニンの定めた社会主義の目標と社会主義建設の
道というのは、ソ連の当時の社会的歴史条件の影響の他に、レーニンがマ
ルクス、エンゲルスの未来の社会主義に対する構想を受けついだというこ
とと直接関連しているという一面がある。レーニンは、その著「国家と革
命」の中で次のように述べている。社会主義国家では、「社会全体が、平
等に労働し平等に賃金をうけとる、一事務所、一工場となり」、「すべての
市民が、一つの全人民的な国家的『シンジケート』の勤務員と労働者にな
る⁽¹⁸⁾」。だから、実際に社会主義をやっていく場合、商品貨幣関係は社会主
義制度と相容れないと考えたのであった。「いっさいの商品を国有にし、
価格を設定するとき、そのときはじめて、われわれは社会主義へまぢかに
接近するのである⁽¹⁹⁾。」と考えるのである。

1919年3月、ロシア共産党ボルシェビキ第8回全国代表大会を通過した
党の綱領草案の中には、明確に次のように規定されている。ボルシェビキ

(17) 「列寧選集」、第3巻、258頁。ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲ
ルス＝レーニン研究所編、マルクス＝レーニン主義研究所訳「レーニン全集」、
第25巻、大月書店刊、1965年、511～512頁。

(18) 前掲論文、前掲誌、17頁。同上邦訳、同上誌、109頁。

(19) 「列寧全集」、第27巻、489頁。ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲ
ルス＝レーニン研究所編、マルクス＝レーニン主義研究所訳「レーニン全集」、
第27巻、大月書店刊、1966年、537頁。

は断固として、全国的に「商業を、……計画的・組織的な生産物分配に代え⁽²⁰⁾」、かつまた、「貨幣の廃止を準備するもっとも急進的な諸方策を、できるだけ急速に実行するようにつとめ⁽²¹⁾」なければならない。

さらに、「ブルジョア階級の収奪に対しては最後まで闘い、統一された社会主義計画によって全国の経済を管理する⁽²²⁾」ということ、党の取り組むべき社会主義の目標として確立しなければならない。レーニン「ソビエト権力の当面の任務」の中で、この目標をマルクス、エンゲルスがかつて構想した「発達した社会主義社会」を打ち立てるためのものにまとめ上げたのである。これと同時に、レーニンはこれを「直接的移行」というやり方によって実現していくことを提起した。つまり、「革命的な方法」、「急進」的方法で徹底的に旧社会制度を破壊し、新しい社会経済制度に取って代えるということを提起したのである。レーニンのこの思想は、「戦時共産主義の時期」に最高の高まりを示した。

しかし、実践が証明するように、そのやり方は行き詰ったのである。その後、レーニンは、この教訓を総括して、次のようにいっている。「われわれの当初の考えでは（あるいはもっと的確に言うならば、われわれは十分な根拠ある前提に立っていなかった）、小農国家で直接プロレタリア専政国家の法令を使うことによって、共産主義の原則にのっとった生産と物財の分配をうまく調整していこうと考えたのである。現実の活動の中でわれわれは過ちを犯してきたことがわかってきた⁽²³⁾。また、「純粹社会主義の経済様式と純粹社会主義の分配に直接移行するのは、われわれのとうてい力の及ぶところではない⁽²⁴⁾」、このようにレーニンは指摘しているのである。明らかに、レーニンが当時定めた「ボルシェビキが社会主義を実現しよう

(20) 「列寧選集」, 第3巻, 749頁, 同上邦訳「全集」, 同29巻, 大月書店刊, 1965年, 100頁。

(21) 同上「選集」, 第3巻, 750頁。同上邦訳「全集」, 同上巻, 101頁。

(22) 「聯共(布)党史簡明教程」, 257頁。

(23) 前掲「選集」, 第4巻, 571頁。

(24) 同上「選集」, 第4巻, 661頁。

とした目標」というのは、「ブルジョア階級の収奪に対して、最後まで闘わなければならない」ということであり、「商品交換に代えて物財分配の方式を採用し」、「純粹の社会主義の経済」を打ち立てていくということであった。これがレーニンの物財経済論思想のソ連経済管理上における集中的な表現であることに疑いはない。

童氏は「レーニンの考え方をよく知っている者だ」と自ら称しているが、レーニンがマルクス、エンゲルスの未来の社会主義の構想にもとづいて定めた社会主義目標論に関してはほとんどわきまえていないようだ。だからこそ、筆者が、「レーニンが商品経済の利点と物財経済の不利な点をはっきり認識していたなら、対外貿易の国家独占制など採用しなかったであろう⁽²⁵⁾」と指摘したことに對して、非難をあげたのである。これは承服しがたいことである。

歴史的事実によってすでに証明されているように、ソ連の対外貿易の国家独占制は、十月革命が勝利した直後に打ち立てられた国家独占制による経済管理体制の一つの構成部分であり、ソ連の特殊な歴史的条件の下における産物である。またそれは、経済管理と対外貿易管理上におけるレーニンの物財経済論の集中的な表現なのである。レーニンの物財経済論の思想—これこそが、「対外貿易の国家独占制をずっと今日のソ連にまでひきつづき存続させることができてきた、一つの重要な思想的根源であるといえよう」⁽²⁶⁾。

(25) 童書興『外貿国家壟断制和外貿体制改革—与邱德民同志商榷』、「國際貿易問題」, 1987年第5期, 17頁。片岡幸雄訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（Ⅱ）対外貿易の国家独占制と貿易体制の改革—邱德民氏との論争—』, 「広島経済大学経済研究論集」, 第16巻第3号, 1993年, 109頁。

(26) 邱德民『蘇聯外貿国家壟断制与我国的統一對外』, 「國際貿易問題」, 1986年第6期, 3頁参照。片岡幸雄・林家凡共訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（Ⅰ）ソ連の貿易の国家独占制と中国の統一對外貿易体制』, 「広島経済大学経済研究論集」, 第16巻第2号, 1993年, 113頁。

三 対外貿易の国家独占制と統一対外貿易体制

この問題については、拙論⁽²⁷⁾ですでにそれ独自に突っ込んだ議論を行ってきた。ここでは、童論文の提起した主要な問題についてのみ議論することにしよう。

対外貿易の国家独占制と統一対外ということとはどのような関係に立つのか。両者の間には原則的な区別があるのか、それとも両者は基本的には同一のものなのか。この問題については、筆者は原則上区別があるという立場にたつ論者である。童書興氏は、「レーニンの対外貿易の国家独占思想は統一対外を実現し、グループ・エゴイズムと分散主義に反対する強力な理論的武器である⁽²⁸⁾」という。「わが国の貿易体制改革と権力下放の過程の中で出てきた過当競争現象と、国家独占制を貫徹するという原則を軽視してきたこととの間には、密切な関係がある。対外貿易の国家独占制の原則を軽視するならば……対外貿易の経営権をもつさまざまな部門の企業の間で過当競争が生ずるような条件が作り出されてしまう⁽²⁹⁾」。氏は繰り返しこの点を指摘する。

単に字面だけからすれば、童氏はあたかも両者の区別論者であるかのごとく、対外貿易の国家独占制を統一対外を実際にやっていくための「理論的武器」だというのだが、彼の対外貿易の国家独占制についての解釈を見ればすぐにわかるように、実は彼は両者を同一視する論者といえる。前述したように、童氏のいう対外貿易の国家独占制というのは、「国全体の対外貿易の所有権、指導権、管理権をすべて国家が一手に握るということである」。それは、「社会主義の全人民所有という対外貿易活動の中で、国

(27) 同上論文，同上誌，1頁。同上邦訳，同上誌，101頁。

(28) 童書興『外貿国家壟断制和外貿体制改革—与邱德民同志商榷』，「國際貿易問題」，1986年第6期，19頁。片岡幸雄訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（Ⅱ）対外貿易の国家独占制と貿易体制の改革—邱德民氏との論争—』，「広島経済大学経済研究論集」，第16巻第3号，1993年，113頁。

(29) 「江蘇対外経貿論壇」，1986年第1期，9頁。

家が指導上、また管理上かなり大きな権力をにぎっているということの意味している⁽³⁰⁾」。

ならば、われわれは聞かずにはおられない。わが国の実行している統一対外ということには、この3権を国家が掌握するという内容の含まれないのか、また、国家の指導と管理を強化する必要もないのかと、もし、統一対外ということに国家が3権を握ることも含まれないし、国家による指導、管理強化の必要もないのだということならば、統一対外ということの内容は一体何なのか。それは割り当て、許可証、同一業種の協会等々といったものなのか。そうではあるまい。これは統一対外を実現するための具体的な方法と措置にすぎない。では、対外貿易の経営活動の中で過当競争といったことを止めさせるということなのか。そうでもあるまい。それは統一対外ということの重要な役割の一つにしかすぎないか、或いは統一対外ということを実行していくための一つの重要な目的であるにすぎないのだから。

筆者の考えでは、統一対外というのは、企業の自主権を認め、各方面の積極性を発揮させるという前提の下での、一種の国家の指導と監督であり、対外貿易経営権の下放と一部の対外貿易管理権の分散という条件のもとにおける国家管理なのである。またそれは、社会主義商品経済発展の内在的要求と対外開放の差し迫った要求でもある。このことと対外貿易の国家独占制とは、根本的に異なる2つの範疇である。もしも国家独占制によって、対外貿易の経営活動の中における過当競争の問題を解決しようとするならば、「競争ということをなくすのみならず、競争そのものの根源を断つことになってしまう（国家独占制を実行していくならば必ずや完全独占経営になるからである）。このこと自体は明らかに取るに足りないことである⁽³¹⁾」。注意すべきは、董氏は昨日は、わが国の貿易体制改革の中で「出て

(30) 前掲論文、前掲誌、19頁。前掲邦訳、前掲誌、114頁。

(31) 邱德民『蘇聯外貿国家壟断制与我国的統一対外』、「国際貿易問題」、1986年第
(次頁へつづく)

きた過当競争現象と、国家独占制を貫徹するという原則を軽視してきたこととの間には密接な関係がある。対外貿易の国家独占制の原則を軽視するならば、……異部門で対外貿易の経営権をもつさまざまな部門の企業間で過当競争が生ずるような条件が作り出されてしまう。」といいながら、今日はまた「わが国においても、対外貿易の権限を下放してからは、過当競争が相当な所までいっている。このため、利益が自国外に流出するといった現象が出てきている。この現象は貿易の統一対外という原則に悖る顕著な例といえる。」⁽³²⁾としている点である。これでは、ソ連の対外貿易の国家独占制とわが国の統一対外ということを、一緒くたにして論じているということになるのではないか。

そればかりでない。董氏は繰り返し、「対外貿易の国家独占制の理論は統一対外ということを実現し、グループ・エゴイズムと分散主義に反対する強力な理論的武器である」、と強調している。氏の考え方からすると、対外貿易の国家独占制がなくなれば統一対外ということもなくなるのではなからうか。そして、グループ・エゴイズムと分散主義も抑えられなくなるのではなからうか。

したがって、結論はただ一つということになる。それは、伝統的な貿易の国家独占制を守りつづけなければならないということだ。もしも誰かが、国家独占による対外貿易の原則を否定するとすれば、それは、「全く自由経営を行うとか、体制の自由まで鼓吹するとしたら、社会主義事業に甚大な損害を与えることになる。」⁽³³⁾ということになる。本当にそうなのだとす

6期、4頁参照。該当内容は、片岡幸雄・林家凡共訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（Ⅰ）ソ連の貿易の国家独占制と中国の統一対外貿易体制』、『広島経済大学経済研究論集』、第16巻第2号、1993年、114～116頁。

(32) 董書興『外貿国家壟断制和外貿体制改革—与邱德民同志商榷』、『国際貿易問題』、1987年第5期、18頁。片岡幸雄訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（Ⅱ）対外貿易の国家独占制と貿易体制の改革—邱德民氏との論争—』、『広島経済大学経済研究論集』、第16巻第3号、1993年、112頁。

(33) 同上論文、同上誌、17頁。同上邦訳、同上誌、108頁。

れば、わが国で貿易体制の改革は必要はなくなってしまう。

対外貿易の国家独占制を否定するということは、「自由経営，自由体制を鼓吹する」ということになるのか。そうではない。国家独占制の伝統的な貿易体制を改革するのは，社会主義商品経済を発展させるための客観的な要求であり，対外開放と貿易の活性化をはかっていくために必要なことだからである。それは国家の指導がいらないということでもなく，国家の監督がいらないということでもない。それは国家の指導と監督を，企業の活性化と各方面の積極性を発動させるという要求に合わせ，わが国の対外貿易の国際的な競争力の水準を引き上げ，経済効率と経済的利益を高めるためにこそ必要なのである。正にこのことの故に，「各方面の積極性を発動させ，統一対外を実行していかなければならないという原則に則って，貿易体制を改革し」⁽³⁴⁾，漸次“内活外統”（国内経済を活性化し，外に対して統一してことにあたる）というモデル⁽³⁵⁾を作り上げていかなければならないのである。これがどうして，「自由経営や自由体制」と同様に論じられようか。また，どうして，「社会主義事業に甚大な損害を与えること」になるのか。実践こそは真理検証の唯一の尺度である。ここ九年来，わが国の貿易体制改革の偉大な実践は，問題の核心を語るに不足していようか。童氏は対外貿易の国家独占制と統一対外ということをきちんと分けて議論しないのであるから，両者が一緒くたに論じられることになるのも無理はあるまい。

四 貿易の国家独占制と貿易体制改革

対外貿易の国家独占制は畢竟改革の前提なのか，それとも改革の対象なのか。童書興氏の考え方は極めてはっきりとしている。氏は，ソ連の学者は，現在「行われている改革は貿易体制の改革であって，対外貿易の国家

(34) 「中共中央關於經濟体制改革的決定」，単行本，34頁。

(35) 邱德民『試論逐步建立‘内活外統’的外貿体制模式問題』，「國際貿易問題」，1985年第6期，6頁。

独占原則を改めているのではない⁽³⁶⁾』という捉え方をしているという。この文言は、童論文の中では特に引用符号つけて引用として表示されているわけでもないし、ソ連のどの学者の見解だとも明示されていない。しかし、童書興氏がこの見解に賛同していることはまちがいない。われわれは次のように問わざるをえない。「改革とは貿易体制の改革であり、その国家独占原則の改革ではない」というのであれば、ソ連の改革しようとしている貿易体制とは一体何を指すのか。童氏自身も、「国家統制が多すぎて活力がなくなり、生産と販売もちぐはぐとなってしまう、経済効果や経済的利益などの点で弊害がある⁽³⁷⁾」ことをみとめている。しかし、これらのことこそ、国家独占制タイプの貿易体制の、就中あきらかなる重大な欠陥ともいふべきものである。

経済体制と貿易体制はいずれもそれぞれ固有の経済範疇であり、特定の国家の社会経済発展の一定の歴史段階における、経済および対外貿易の発展にかんする基本的な規定であり、管理形式である。社会主義諸国は政治的、経済的、社会的、歴史的要因から、また物財経済論の影響ということもあって、建国後期せずしてソ連の国家独占制タイプの貿易体制を採用することになった。

この貿易体制は、かつては社会主義諸国の国民経済と対外貿易の発展に重要な歴史的役割を果たしてきたが、「しかし、実践からわかるように、ソ連のこの対外貿易の国家独占制は社会主義の現代化を推し進めていく場合ははなはだしい欠陥があった。これは高度の集権的モデルであり、社会主義商品経済を⁽³⁸⁾発展させていく客観的な要求にマッチしていない」。だから

(36) 童書興『外貿国家壟断制和外貿体制改革—与邱德民同志商榷』、「国際貿易問題」、1987年第5期、15頁。片岡幸雄訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争(Ⅱ) 対外貿易の国家独占制と貿易体制の改革—邱德民氏との論争—』、「広島経済大学経済研究論集」、第16巻第3号、1993年、105頁。

(37) 同上論文、同上誌、17頁。同上邦訳、同上誌、108頁。

(38) 邱德民『蘇聯外貿国家壟断制与我国的統一対外』、「国際貿易問題」、1986年第6期、3頁参照。片岡幸雄・林家凡共訳『中国における貿易の国家独占制をめぐ

らこそ、50年代以来、ソ連およびわが国をも含むほとんどの社会主義国では、これが改革の対象とされるようになり、相次いで程度こそちがえ国家独占制タイプの貿易体制の改革を行ってきたのである。また、引き続き改革を推し進めているのである。これはすでに周知のところである。

マルクス主義がわれわれに教えたのは、ある一定の経済体制と貿易体制は、ある一定の社会的な生産関係と生産力との発展の水準によって決まるということだった。また、それは、人々の社会経済の性格に対する認識の水準によっても制約をうけるとも教えてくれた。ソ連の対外貿易の国家独占制も一つの貿易体制としての存在であり、そういったものである。それが出てきたのもそうだったし、今日行われているその改革もこういったものである。目下、ユーゴスラビアを除くソ連および東欧諸国とわが国では、人々の認識の水準も異なり、改革そのものも、浅いところから深いところへ、表面的な部分から内面的な部分へ、局部的な改革からモデルそのものの転換への過程にある。それに、これらの諸国の貿易体制改革も、まだモデル自体の転換の段階にまで達していないか、あるいはモデルそのものの転換期にまできてはいるが、まだモデル自体の転換までは成しとげていない。だから、現在進められている貿易体制改革が、一重に国家独占制の“補完”と“完成”であるかの如く、また、それが対外貿易の国家独占制を引きつづき堅持していくという前提の下で推し進められているかの如く錯覚する人がいたとしても、無理はあるまい。いわゆる「改革は貿易体制の改革であって、対外貿易の国家独占を改革することではない」というこの視角こそ、正しくこの状況を反映したものである。

現在ソ連および東欧諸国で進められている貿易体制改革というのは、一体対外貿易の国家独占制の改革なのかどうか。これらの国々の貿易体制の改革の現実を見ればすぐにはっきりと分かるはずである。実情は董書興氏がいっているような状況ではない。ソ連の学者達の見解も、「いずれも」

る論争（Ⅰ）ソ連の貿易の国家独占制と中国の統一対外貿易体制」、『広島経済大学経済研究論集』、第16巻第2号、1993年、111頁。

筆者の「ものと大きく異なっている⁽³⁹⁾」というわけではない。

周知のように、ソ連では第27回党大会の後、経済体制と貿易体制の改革は、「根本的な改革」の新しい段階に突入している。1986年8月19日、ソ連では「対外経済関係の管理改善の措置に関する決定」と「社会主義国との経済協力並びに科学技術協力の管理改善の措置に関する決定」が採択された。この2つの決定に基づいて、ソ連では1987年から、既に各部門、企業及び加盟共和国に貿易経営権と一部の貿易管理権を下放した。21の部と主管部門、70余りの企業には直接輸出入業務に携わることができる権利が与えられた。これには資本主義諸国との貿易を行い、一部ハードカレンシィによる所得を自らの手にできる権利が含まれている。さらに、企業は直接独自に、コメコン構成国メンバーの経済組織、企業と合弁企業をおこすことができるようになった。一緒にやる相手も自由に選択でき、その条件も自由に決めることができるようになった。これと同時に、ソ連は西側資本主義国の投資を受け入れる門戸をも開き、積極的に世界各国との経済協力を発展させることとし、10社余りの資本主義国との共同経営企業を設立していった。

1987年1月の党中央委員会総会、同6月の同委員会総会では、社会主義経済理論上の一連の重要問題についての従来の壁が取り払われ、経済体制改革と貿易体制改革に関する認識は大いに深まった。ソ連共産党中央委員会全体会議で「経済管理の抜本的改革にかんする基本条例」が通り、最高幹部会議で「ソ連国営企業法」が採択されたことによって、ソ連の改革と対外開放は“全面的な改革”の歴史的段階に突入したのである。

ソ連では1988年「指令性計画」を廃止して「調節性計画」(指導性)に取って代え、企業には自己の地位、能力に応じて自主的に経済計画を立てさせるようにして、「計画体制改革の中心点⁽⁴⁰⁾」とするという決定がなされた。また、1988年2月には、ルーブルを「自由交換可能貨幣」にして、ルー

(39) 前掲論文、前掲誌、15頁。前掲邦訳、前掲誌、105頁。

(40) 「世界経済導報」、1987年11月2日号参照。

ブルの国際化をはかる決定をした⁽⁴¹⁾。さらにまた、“三自一全”（自己責任、資金の自己調達、自主管理あるいは自治と完全な独立採算）の企業経営管理体制を定め、企業“外貨基金”制度⁽⁴²⁾を設けることとした。ここに、企業の自主経営は未曾有のレベルにまで達した。しかし、ゴルバチョフが1987年6月党委員会総会で指摘したように、ここ2年余りの経済体制改革の進展は、「局部的なものにすぎず、根本的なところまでいってはいない⁽⁴³⁾」という状態であった。貿易体制改革の進展も同じ状況にあった。

ソ連の対外貿易の国家独占制は、ソ連の貿易体制の完成された体系として存在しており、貿易体制改革の中にあってもその「国家独占」の本質は根本的には改められてはいない。そうとはいえ、われわれはこれまで行われてきた一連の改革的措置と改革の実践を全面的に否定することはできない。それはやはり伝統的な国家独占制による貿易体制を抜本的に改革していくための重要過程ともいえるのであって、このことからすぐに、これらの改革が、「対外貿易の国家独占の原則を改革したものではない」と結論してはならない。

東欧諸国が対外貿易の国家独占制に対してどのような姿勢をとっているかは、これら諸国の改革が実際にどのように行われているかを見ればすぐにわかる。言うまでもなく、ユーゴスラビアは、最も早くソ連モデルから離脱した国である。ハンガリー、ポーランド、ブルガリア、チェコスロバキア等の国々も程度の差こそあれ、各々相前後して対外貿易の指令性計画を止め、企業の自主管理や自治、各企業単位の独立した経済計算、損益自己負担原則などを実行した。また、為替レートも調整し、幅に差はあるものの外国の価格に連動する形にした。さらに、さまざまな形の株式会社や資本主義国との共同経営企業も発展させてきている。現在すでに100余り

(41) 「世界経済導報」, 1987年9月21日号参照。

(42) [ソ連]A.Зверев(茲維列斯)「企業外匯基金」, ソ連「Экономическая Газета」, 1987年4月15日号参照。

(43) 俱孟軍『蘇聯確定經濟改革整体方案』, 「經濟參考」, 1987年7月9日号参照。

の西側企業がソ連と共同経営について交渉中である。ポーランドでも、700社余りの企業が外国商と合弁企業を設立している。ハンガリーにおける共同経営企業は既に85社に達する。外国商と合弁企業を興す動きが、今やソ連、東欧では「高揚期」⁽⁴⁴⁾にある。このほか、ソ連、東欧諸国では様々な形の株式会社がかなり一般化している。

統計によると、1985年末までにポーランドの対外貿易部系列に登録されている37の対外貿易公司の中28社は株式会社の形態で、対外貿易部の総貿易取扱高に占めるこれら28社の貿易取扱高の割合は62%⁽⁴⁵⁾に達する。また、ポーランド政府の出した新法令により、国家、集団、個人企業及び自然人はいずれも、ポーランド対外貿易部部長の許可を得た後、直接に対外貿易活動を行うことができることになっている。現在ポーランドは500余りの企業及び個人がこの許可証⁽⁴⁶⁾を得ている。事実が証明しているように、ソ連及び東欧諸国は、貿易体制改革の過程で対外貿易経営権と一部の対外貿易管理権を下放し、長期にわたって国営企業が全く独占的に貿易を営ってきた仕組は打破されたのである。こういったことはすべて、対外貿易の国家独占制の改革以外の何物でもあるまい。

それでは、対外貿易の国家独占制の問題にかんするソ連の学者達の見解は、「いずれも」筆者の「見解と大きく異なっている」のだろうか。これはやはり事実⁽⁴⁶⁾に答えさせるのがよかろう。

周知のように、ソ連では対外貿易の国家独占制の問題について、異なった考え方がずっと存在してきた。レーニンの場合でさえも、自分で対外貿易の国家独占制を打ち出してからほどなくして、「かならずしも専売（国家独占制……本論文では〈国家独占制〉という用語が使用されているが、邦訳〈レーニン全集〉では〈専売〉となっている…片岡注）を社会主義の

(44) 「経済参考」, 1987年6月26日号。

(45) 「経済日報」, 1987年8月6日号。

(46) 邱徳民『蘇聯東欧国家外貿体制比較』, 「財貿経済」, 1987年第11期, 42頁参照。

見地からみて最良のものと見なさなければならぬわけではない。」⁽⁴⁷⁾と明確に指摘している。その後、これをどう捉えていくかという問題は完全には解決していない。

1970年代ソ連では、貿易体制の問題で一度大論争が行われたことがある。論争の焦点は対外貿易は統一的に管理すべきか、それとも分権的に管理すべきかという点であった。B. C. ポフエイトニア（波非徳ニ亜）をはじめとする経済学者達は、国家独占制を堅持していかなければならないという立場にたち、統一的な管理を継続すべきだと主張する。アレクサンドロフをはじめとする経済学者達は権力を下放していくべきだとこの立場を主張し、貿易の国家独占に反対する。この論争では前者が優位に立ち、政権当局の支持を得た。その後、論争はだんだんと下火になっていき、この種の論争はきかれなくなっていく。

1986年の第27回党大会の後、官界、経済界いずれにおいても対外貿易の国家独占制について、認識が改められるようになってきた。ソ連部長会議議長リュシコフは、第27回党大会の報告の中で、次のように指摘している。「対外貿易はわが国の国民経済の発展にますます重要な役割を果たすようになってきている。今実際に対外経済領域に全く関係していないような部門は一つもない。このような状況の下では、従来のような伝統的なやり方ではとてもスピーディにはやっていけない。経済各分野の対外管理部門も改革をやっていかなければならない」。著名な経済学博士シェミャチェンコフ氏は、「経済新聞」1986年第46期に発表した「対外経済活動の改革」と題する論文の中でも、ソ連で現在推し進められている貿易体制改革は、「貿易の独占という時代遅れの仕組を克服していくということは、…
…原則的な意義をもつものだ」⁽⁴⁸⁾とのべている。また、1986年9月24日付「ブ

(47) 「列寧全集」, 第32巻, 215頁。ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス=エンゲルス=レーニン研究所編, マルクス=レーニン主義研究所訳「レーニン全集」, 第32巻, 大月書店刊, 1965年, 239頁。

(48) 「経済参考」, 1987年2月24日号。

ラウダ」も明確にのべている。今回の貿易体制の改革も、「これまでずっと守られてきた貿易の国家独占制という原則」の下で進められてきたものではある。しかし同時にまた、ソ連の対外貿易と国民経済の集約化、このことと「高度成長戦略」との間に横たわる矛盾の原因は「そのかなりの部分が極めて陳腐化した対外経済活動の管理方式にある」と指摘している。

西側の経済学界の人々も、ソ連は「対外貿易部の貿易に対する独占的な統制を放棄すること」を決定したが、「これは20年代以来のソ連の貿易体制上における初めての最も大きな変化⁽⁴⁹⁾」と受けとめている。1986年9月24日付のイギリスの「タイムズ」に発表された「クレムリン公司に対外貿易の自由与う」と題する一文は、次のような捉え方をしている。ソ連の公布した法令（「対外経済活動の管理の抜本的改善措置に関する決定」を指す）は、「1917年の改革後間もなく実施された対外貿易部の貿易の完全独占制の終結を宣言したものである」。われわれの言い方で言うならば、ソ連の貿易体制改革は、既に「ソ連の対外貿易における国家独占制度の枠を取り払った⁽⁵⁰⁾」のである。

ここでわれわれは再度、ソ連で対外経済委員会が設けられたのは、結局「国家の対外経済関係の独占をもっと高いレベルの国家機構に集中させていくため⁽⁵¹⁾」だったのか、それとも統一協調を強化し、対外経済の活性化をはかっていくというためだったのかを検討してみよう。この問題についての童書興氏の解答は前者であり、後者ではない。氏は、「対外経済委員会が国家を代表して、独占的に取り仕切るから、従来一つの部門が行っていたよりも、もっと広く全国的見地から全体の利益を考え、問題を処理することができるようになった⁽⁵²⁾。」という。実際まちがいないであろうか。

(49) 吳礼華『西方人士評蘇聯外貿体制改革』、「国際商報」、1987年3月27日号参照。

(50) 「経済日報」1986年11月13日号。

(51) 童書興『外貿国家壟断制和外貿体制改革—与邱德民同志商榷』、「国際貿易問題」、1987年第5期、16頁。片岡幸雄訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（Ⅱ）対外貿易の国家独占制と貿易体制の改革—邱德民氏との論争—』、「広島経済大学経済研究論集」、第16巻第3号、1993年、106頁。

筆者は否定的に考えている。

確かにソ連では1986年から、国家計画委員会と関連部あるいは委員会編成替えされ、これらが個別企業及び経済共同体の経済活動に直接干渉することはなくなった。これと同時にさらに対外経済委員会が設けられ、部長会議副議長が委員長に任に当たることになった。対外経済委員会のメンバーは関連部及び委員会の主たる責任者によって構成されている。このほかに、対外貿易部、対外経済連絡委員会及び対外貿易銀行等の直接指導にあたる事務機構も設立された。しかし、これは国家独占へのさらなる「集中」過程ではない。それは対外貿易経営権と一部貿易管理権の下放であり、国家独占を分散させ、独占を弱めていくという基本条件の下での国家の協調的管理なのである。

部長会議副議長、国家対外経済委員会委員長ウラジミール・カメンツェフは、最近国内の記者会見に際し、次のようにのべている。ソ連で部長会議及び対外経済委員会が設けられた目的は、「対外経済全般の指導体制を改め、各部、主管部門及び公司等の活動の協調のレベル・アップをはかるためにであり」、「対外貿易部及び対外経済連絡委員会が対外貿易業務の監督を行い、全体としての国家利益を守ることにある」。さらに、次のように強調している。「対外経済活動の監督方法とは、これまでやってきたように上級官僚が中心となって、自発的精神をおさえてきた旧官僚主義的管理法だとの解釈からすれば、もちろん管理上の複雑性はさげられない⁽⁵³⁾」。このことは、対外経済委員会が設けられたのは、必ずしも対外貿易の「独占をもっと高いレベルの国家機構に集中させていく」ためだったのではなく、国全体の「協調のレベル」をアップし、貿易体制改革をさらに、推進していくために、「直接輸出入業務に携わる主管部門及び業務部門の自主性の幅をもっと広げて、国全体の利益の対外経済戦略とうまく結びつ

(52) 同上論文，同上誌，16頁。同上邦訳，同上誌，105～106頁。

(53) 『蘇聯対外経済貿易関係の改革方向』，「国際経貿消息」，1987年11月24日号参照。

けていく⁽⁵⁴⁾ため、目的はここにあったのだということを物語っている。

この点については、最近の「新しい経済条件の下における対外経済活動改善の補足的措置に関する決議」の中に、その証左を見出すことができる。

「補足的措置」の中には、明確に次のように規定されている。各部、主管部門及び加盟共和国部長会議には、独自に社会主義国との合弁企業なり、外国商社なり、組織としての決定なりを行う権限が与えられる。また、西側諸国、発展途上国とソ連国境内で独自に合弁企業設立にかんする決定を行う権限が与えられる。さらに、各々の経営単位は貨幣基金を用いて商品を輸入することができる。この輸入にかんしては、主管部門との協議を要しない。⁽⁵⁵⁾明らかに、これはより高い段階の国家独占というものではなく、国家がもっていた対外貿易権の分散と下放であり、対外貿易企業の経営活動の活性化という条件の下における国家管理と監督である。

ここで特に指摘しておかなければならないことは、「協調」と「独占」というこの2つの用語の含意がわからない人以外は、誰も国家の協調とは国家独占だなどとは思まいということである。また「協調のレベル」を高めるといふことは、国家独占を「もっと高いレベルに集中させていくこと」だなどとは思まいということである。ロシア語では協調とは УВЯЗКА である。その意味するところは調和、連絡といった意味である。独占はロシア語では МОНОПОЛИЯ である。その基本的な意味は「独占」という意味のほか、通常「一手に経営すること」とか、「排他的な経営」といった訳をあてるほかない。だから、この用語の意味は全く異なる別の用語であって、相互代替は全く不可能である。

以上の分析からソ連で対外経済委員会が設立されたのは、「国家の対外経済関係の独占をもっと高いレベルの国家機関に集中させていくため」だったのだという見方は、現時点のソ連の貿易体制改革の実際の状況とその発展の趨勢に合致していないし、またゴルバチョフの打ち出した「部分的

(54) 同上論文、同上紙。

(55) 呉克難『蘇聯対外経済貿易改革的特点』、「国際商報」、1987年11月26日参照。

な改革に止まらず、根本的な改革やっていかなければならない⁽⁵⁶⁾という指導思想にも合致していない。したがって、この論理は成り立つまい。

ともかくも、理論と実践から既に明らかのように、さらに、だんだんと明らかになってくるように、「ソ連の対外貿易の国家独占制は既に改革の対象になっている⁽⁵⁷⁾」のである。ソ連で推し進められている貿易体制の改革は、明確な目的意識をもって推進されている貿易の国家独占制の改革である。それは、童書興氏のいうような、「対外貿易の国家独占原則を改めているのではなく」、その逆で、対外貿易の国家独占制を「統一対外貿易体制を実現し、分散主義とグループ・エゴイズムに反対する強力な理論的武器」にしていかなければならないといった類いの代物などではない。

(56) 「経済参考」, 1986年3月31日号。

(57) 邱徳民「蘇聯東欧国家外貿体制比較」, 「財貿経済」, 1987年第11期, 43頁参照。